

株式会社フジクラ 定款

2026年4月1日改正

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は株式会社フジクラと称し、英文ではFujikura Ltd.と記す。

第2条 (目的)

当社は以下の事業を営むことを目的とする。

- 次の各種製品の開発、設計、製造および販売
 - 電線およびケーブル
 - 送電用機器および配電用機器ならびにその部品
 - 光ファイバおよび光ファイバケーブル
 - 情報通信用機器および情報処理用機器ならびにその部品
 - 電子機器、産業機器、医療用具および測定機器用部品
 - 電装品およびその部品
 - 前記各製品の附属品、材料およびソフトウェア
- 前号各製品の関連製品、応用製品およびこれらを組み合わせたシステムならびにサービスの開発、設計、製作および販売
- 土木工事、建築工事、電気工事、電気通信工事その他工事の設計、監理および請負
- 不動産の売買、賃貸借および管理
- 事業運営上必要な他の事業に対する投資
- 前各号に付帯または関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は本店を東京都江東区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 取締役会
- 監査等委員会
- 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は70億株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条 (单元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 (株主名簿管理人)

当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条 (招集)

当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第14条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条 (決議の方法)

株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第19条 (議決権の不統一行使の通知方法)

他人のために株式を有する株主がその有する議決権を統一しないで行使しようとする場合は、当該株

主は、株主総会の日の3日前までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を当会社に書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第20条 (員数)

当会社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下、監査等委員でない取締役という。)は、6名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は7名以内とする。

第21条 (選任方法)

取締役は、株主総会において、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条 (任期)

監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された者の任期は、当該退任した者の任期の満了する時までとする。

第23条 (指名諮問委員会)

当社は、取締役会の諮問により取締役の候補者等を検討する指名諮問委員会を置く。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (取締役会の決議)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条 (重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から、代表取締役および代表取締役でない業務執行取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

第29条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」

という。)は、株主総会の決議によって監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定める。

第30条 (報酬諮問委員会)

当社は、取締役会の諮問により取締役の報酬等を検討する報酬諮問委員会を置く。

第31条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第32条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条 (監査等委員会の決議)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第6章 計 算

第35条 (事業年度)

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第36条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条 (中間配当)

当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第38条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 (社外監査役との責任限定契約に関する規定)

平成29年6月開催の第169期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、引き続き有効とする。

(2026年4月1日改正)